

新しい野菜産地づくり支援事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

平成28年4月1日付け27生産第2954号

一部改正 平成29年3月31日付け28生産第2154号

第1 趣旨

野菜は、国民の食生活に必要な不可欠な農産物であり、近年、ライフスタイルの変化による加工・業務用需要の拡大や、安全・安心を背景とした国産原料へのニーズの高まりを背景に、加工・業務用を中心とした国産野菜の需要が拡大している。

一方、我が国の野菜生産は、近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定になっており、また、消費・流通構造の変化に伴い存在感を増す外食産業及び流通業界のニーズに対して十分な供給ができていないことから、輸入加工品が急速に増加する状況にある。

このような状況の中、本事業は、マーケットインの発想で、実需者ニーズに対応した国産野菜の安定生産・安定供給を実現するため、また、野菜の国産シェアを奪還するため、まとまった規模で安定的な野菜の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻から野菜へ作付転換により新たな野菜産地を育成するほか、加工・業務用野菜への転換に必要な生産技術の導入や青果物流通の合理化等を推進し、競争力のある新しい野菜産地づくりに向けた野菜の生産流通振興対策を図るものである。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

1 野菜生産転換促進事業

この事業（以下「転換促進事業」という。）は、生産者、実需者、地方公共団体等が連携し、まとまった規模で安定的な野菜の生産及び供給が可能となる水田地帯において水稻から野菜へ作付を転換することにより、新しい野菜産地を育成するために必要な技術面や販売面の課題の解決に向けた取組を支援するものとする。

2 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

この事業（以下「生産基盤強化事業」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第4号の規定に基づき実施する、加工・業務用野菜の生産基盤強化のための取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて支援する以下のものとする。

（1）加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

3 青果物流通システム高度化事業

この事業（以下「流通システム事業」という。）は、生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送から鉄道・船舶輸送への切替え等によって流通の合理化を図る際に必要な技術導入や新たな技術を活用した低温輸送システムの構築に向けた技術実証等を実施する以下のものとする。

(1) 地区推進事業

(2) 全国推進事業

第3 事業実施期間

第2の1から3までに掲げる事業の事業実施期間は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところとする。

第4 事業の手続等

1 転換促進事業

(1) 事業実施主体及び取組主体

転換促進事業の事業実施主体は都道府県とし、転換促進事業の取組主体は生産局長が別に定める協議会とする。

(2) 事業実施計画の作成

ア 転換促進事業の取組主体となろうとする者は、生産局長が別に定めるところにより産地事業計画（以下「産地計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された産地計画の内容を審査し、生産局長が別に定める補助要件、成果目標、審査基準等のほか、当該都道府県の農業振興に係る方針との整合性等に照らし適切と認めた場合は、生産局長が別に定める採択基準により当該産地計画にポイントを付与し、産地計画を集約した都道府県事業計画（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

(3) 事業実施計画の承認

ア 地方農政局長は、(2)のイにより提出された都道府県計画について、補助要件を満たしているか審査を行い、その結果について生産局長に報告するものとする。

イ 生産局長は、アにより報告のあった都道府県計画について、生産局長が別に定める配分基準により都道府県計画の予算額及び該当する取組主体の産地計画を決定し、地方農政局長に通知するものとする。

ウ 地方農政局長は、イの通知に基づき、都道府県計画を承認するものとする。

エ 都道府県知事は、ウの承認に基づき、該当する取組主体の産地計画を承認す

るものとする。

- (4) 事業実施の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとする。その際の手続は、(2) 及び (3) に準じて行うものとする。

2 生産基盤強化事業

(1) 事業の実施

国は、予算の範囲内において、機構に対し、生産基盤強化事業に必要な経費について補助するものとし、機構は、これを受け、生産基盤事業を実施するものとする。

なお、機構は生産基盤強化事業に係る経費と他の経費を区分して経理するものとする。

(2) 事業の実施計画

ア 機構は、当該年度の事業の実施計画を作成し、生産局長に協議するものとする。

イ 生産局長が別に定めるところによる生産基盤強化事業の実施計画の重要な変更については、アに準じて協議するものとする。

3 流通システム事業

(1) 事業の成果目標

流通システム事業の成果目標は、事業の開始前に (2) に定める事業実施計画に定めなければならない。なお、成果目標設定に関し、必要な事項は生産局長が別に定めるものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア 地区推進事業

(ア) 地区推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

(イ) (ア) の地区推進事業計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(ア) に準じて行うものとする。

イ 全国推進事業

(ア) 全国推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画（以下「全国推進事業計画」という。）を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(イ) (ア) の全国推進事業計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(ア) に準じて行うものとする。

(3) 事業実施計画の承認等

ア 地区推進事業

地方農政局長は、以下により地区推進事業計画の承認等を行うものとする。

(ア) 本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あら

はじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を、生産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

（イ）地方農政局長は、公募により新たに地区推進事業の事業実施主体を採択する場合は、事業実施主体から提出された地区推進事業計画の内容を確認した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について、生産局長が別に定める委員会の審査を受けるものとする。

（ウ）生産局長は、（イ）の審査結果について、関係する地方農政局長に通知するものとする。

（エ）地方農政局長は、（ウ）による委員会の審査結果に基づき、地区推進事業計画を承認するものとする。

イ 全国推進事業

（ア）本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を、生産局長が別に定める委員会に諮るものとする。

（イ）生産局長は、公募により新たに全国推進事業の事業実施主体を採択する場合は、事業実施主体から提出された全国推進事業計画の内容を確認した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会の審査を受けるものとし、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 転換促進事業

（1）取組主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施年度から目標年度の前年度において事業実施状況報告書（以下「産地報告書」という。）を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。

（2）都道府県知事は、（1）により提出された産地報告書の内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、協議会に対して必要な指導を行うものとする。

（3）都道府県知事は、（1）により提出された産地報告書を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。この場合において、（2）の指導を行った場合には、その指導の内容も併せて地方農政局長に報告するものとする。

2 生産基盤強化事業

（1）機構の理事長（以下「機構理事長」という。）は、事業の各年度の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、生産局長に報告するものとする。

（2）生産局長は、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長及び生産基盤強化事業の事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

3 流通システム事業

（1）地区推進事業

ア 地区推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、当該

年度における事業の実施状況を作成し、地方農政局長に報告するものとする。
イ 地方農政局長は、アの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

(2) 全国推進事業

全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 転換促進事業

- (1) 取組主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより自己評価を行い、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容について点検評価を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) の点検評価の結果、成果目標が達成されてないと判断した場合には、取組主体に対し、達成するまでの間、毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- (4) (3) により実施する取組の点検評価は、(1) 及び(2) に準じて行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、(2) 及び(4) の点検評価結果の報告及び(3) の指導を行った場合は、その内容について地方農政局長へ報告するものとする。
- (6) 地方農政局長は、(5) により報告を受けた場合には、その内容を生産局長に報告するものとする。
- (7) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

2 生産基盤強化事業

- (1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自己評価を行い、機構理事長に報告するものとする。
- (2) 機構理事長は、(1) の事業評価の報告を受けた場合には、その内容について点検評価を行い、生産局長に報告するものとする。
- (3) 生産局長は、(2) の報告を受けた場合には、内容を点検評価するものとする。
- (4) (3) の規定に基づき、生産局長が行った点検評価の結果については、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (5) 生産局長は、(4) によりとりまとめられた最終的な評価結果について公表するものとする。

- (6) 生産局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

3 流通システム事業

(1) 地区推進事業

- ア 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。
- イ 地方農政局長は、アの事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について点検評価を行うものとする。
- ウ 地方農政局長は、イの点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- エ ウにより実施した取組の点検評価については、ア及びイに準じて行うものとする。
- オ 地方農政局長（生産局長を除く。）は、イ及びエの点検評価の結果及びウにより指導を行った場合にはその内容を生産局長に報告するものとする。
- カ 生産局長は、地方農政局長が行った点検評価の結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- キ 地方農政局長は、カにより取りまとめられた最終的な評価結果について公表するものとする。
- ク 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(2) 全国推進事業

- ア 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、その結果を生産局長に報告するものとする。
- イ 生産局長は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- ウ 生産局長が行った点検評価の結果については、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- エ 生産局長は、ウにより取りまとめられた最終的な評価結果について公表するものとする。
- オ 生産局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第7 推進指導

1 転換促進事業

(1) 国は、この事業の効率的かつ効果的な推進が図られるよう、都道府県及び取組主体に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

(2) 都道府県は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等関係機関と連携し、取組主体に対する必要な指導を行うものとする。

2 生産基盤強化事業

国は、この事業の円滑かつ適性な推進が図られるよう、機構に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

3 流通システム事業

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 情報共有

1 生産基盤強化事業

機構理事長は、事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、本事業の実施する当該都道府県に対し、当該取組内容の妥当性や必要性等について、情報を共有するものとする。

2 流通システム事業

地方農政局長は、事業の円滑な実施に資するため、流通システム事業のうち地区推進事業について、次のとおり都道府県と管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

(1) 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地区推進事業計画について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。

(2) (1) の情報提供を受けた関係都道府県は、地区推進事業計画について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。

(3) (2) の意見の提出を受けた地方農政局長は、当該意見について十分配慮し、関係都道府県に情報提供するものとする。

(4) 地方農政局長は、第5の2の(1)に基づき事業実施主体から提出された地区推進事業等の実施状況及び当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、必要に応じて、関係都道府県に情報提供するものとする。

(5) 地方農政局長は、第6の2の(1)に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況及び自己評価、点検評価及び事業実施主体に対する指導の内容について、必要に応じて、関係都道府県に情報提供するものとする。

(6) 国は、第6の2の(1)のクに基づき事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

第9 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第10 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第11 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長及び機構理事長が別に定めるところによる。

第12 その他

- 1 機構は、事業実施期間終了後に、資金（当該資金の運用から生じた果実を含む。以下同じ。）に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。
また、事業実施期間中であっても、使用する見込みのない資金残額が発生した時は、機構は当該残額を国に返還するものとする。
- 2 生産基盤強化事業の事業実施主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他野菜生産に係る関係法令を遵守するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正前の本要綱に基づき実施した加工・業務用生産基盤強化事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の（5）の規定に基づき平成27年度までに実施した加工・業務用生産基盤強化事業については、この通知の施行後、本通知の相当規定により取り扱うものとする。

事業種類	事業内容	事業実施主体等	補助要件	補助率
I 野菜生産転換促進事業	まとまった規模で安定的な野菜の生産及び供給することが可能となる水田地帯において、水稻から野菜へ作付を転換することにより新しい野菜産地を育成するため、必要な技術面及び販売面の課題の解決に向けた次に掲げる取組を支援するものとする。 - 産地の合意形成に向けた取組 - 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組 - 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組 - 機械化一貫体系の導入に向けた取組	- 事業実施主体 都道府県 - 取組主体 協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 - 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 - 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額、 1 / 2 以内
II 加工・業務用野菜生産基盤強化事業				
1 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業	機構が、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第4号に基づき実施する、加工・業務用野菜の生産基盤の強化に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて機構が支援する事業とする。	機構が支援する事業実施主体は、次に掲げるものとする。 - 農業協同組合連合会 - 農業協同組合 - 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。） - 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） - 特定農業団体（農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 - 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 - 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定めるとおり。）

			定する団体をいう。) (6)農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。)		
2	加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業	加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業の円滑な実施に向けた取組に係る経費について支援するものとする。	機構、野菜価格安定法人(野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下「都道府県法人」という。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
Ⅲ 青果物流通システム高度化事業					
1	地区推進事業	1 最先端物流合理化技術導入への支援 (1)協議会の運営 (2)検討会等の開催 (3)新流通方式の導入に向けた講習会等に関する取組 (4)青果物流通システムの構築に向けた取組 2 最先端青果物長期貯蔵技術導入への支援 (1)検討会等の開催 (2)新たな長期貯蔵技術等の導入に向けた取組	青果物流通合理化協議会(生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額、 1/3以内
2	全国推進事業	1 全国協議会の運営 2 青果物輸送コスト低減に向けた取組 3 物流事業者の確保・育成に向けた取組 4 最先端流通方式の確立・普及に向けた取組 5 最先端貯蔵秘術の確立・普及に向けた取組 6 国内産地の生産流通体制構築に向けた取組	民間団体(生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額